

「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）」について、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントを実施した結果、3件の御意見の提出がありました。提出のあった御意見とそれに対する丸亀市の考え方は下表のとおりです。

なお、提出いただきました御意見は、その意見の趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 概要

(1) 募集方法

① 募集期間

令和6年1月10日(水)～令和6年2月8日(木)

② 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参

③ 資料の閲覧場所

市ホームページ、丸亀市役所（福祉課、情報公開コーナー）、市民交流活動センター（マルタス）、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンター（本島・広島を除く）、丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）、綾歌保健福祉センター、飯山総合保健福祉センター、中央・綾歌・飯山図書館

(2) 提出数等

① 提出数

1通

② 提出方法

持参 1通

③ 意見数

3件

番号	御意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	<p>「ピアサポートの活動への参加人数」の実績値は、丸亀市としての実績値評価も必要だと思う。</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービスの質の低下が増加している中、ペアレントトレーニング、ピアサポート活動等は人材の質を上げる為にも、丸亀市として講座や養成研修を開催しても良いのではないかと思う。</p> <p>[計画案32ページ]</p>	<p>ピアサポートの活動は、県が実施するピアサポーター養成研修を受講後、登録を行い活動に参加するようになります。ピアサポーターの活動実績等については県が非公表としているため、計画で指標としている「ピアサポートの活動への参加人数」は、ピアサポーター養成研修の受講者数を記載しております。また、養成研修受講者数については、県全体の人数のみの公表とされているため、丸亀市の受講者数は不明となります。</p>

		<p>丸亀市独自の講座等の開催につきましては、効率的、効果的な研修実施を図る観点から、当面の間は、県の講座を活用し、周知や案内に努めてまいります。</p> <p>また、児童発達支援、放課後等デイサービス実施事業所については、県とともに、事業所の適正な運営と人材の質の向上を図れるよう、様々な機会を捉えて助言・指導に努めてまいります。</p>
2	<p>車椅子利用者は移動時、車椅子が移乗できる福祉車両が必要。丸亀市には移動支援事業所があっても福祉車両を確保している事業所が少ないため、身体障がい者は利用しにくい。車椅子利用者にも「自分らしい暮らし」ができるよう、「自立支援協議会」でも課題に取り上げ、体制の確立をして欲しい。</p> <p>[計画案49ページ]</p>	<p>中讃西部地域自立支援協議会において、移動支援事業について、現状の課題を共有し、障がいの種別や特性にかかわらず、利用者が利用しやすい体制の整備について、協議を行い推進に努めてまいります。</p>
3	<p>排泄管理支援用具以外に給付可能な事業が数多くあることに驚いた。広報や、手帳を持たれている方には「給付事業のお知らせ」の通知の送付等、積極的な事業周知が必要だと思う。</p> <p>[計画案48ページ]</p>	<p>手帳を取得している方への制度の周知につきましては、現在市のホームページで閲覧ができる他、今後は、給付事業等を紹介した冊子『福祉制度のいろいろ』を送付する予定です。特に日常生活用具給付等事業につきましては、対象の種目や要件等が様々に定められておりますので、掲載方法などを工夫し、利用者の希望や障がいの特性に合わせた必要な日常生活用具の給付に努めてまいります。</p>